

食品安全委員会（第1001回会合）議事概要

日 時：令和7年10月28日（火） 14：00～14：30
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長ほか6名出席
傍聴者：一般8名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬 5品目
（農林水産省から説明）
インダノファン
トルクロホスメチル
フェントラザミド
（消費者庁から説明）
インダノファン
トルクロホスメチル
フェントラザミド
フェンメゾジチアズ
フロリルピコキサミド

→農林水産省及び消費者庁から説明。

農薬「インダノファン」、「トルクロホスメチル」及び「フェントラザミド」については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会までのいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日委員長が指定し、指定次第速やかに、本委員会において報告することとなった。

また、農薬「フェンメゾジチアズ」については、農薬第二専門調査会において、「フロリルピコキサミド」については、農薬第四専門調査会において、審議することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ワタ MON15947 系統」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「チョウ目害虫抵抗性ワタ MON15947 系統」については、「食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項」（「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食

品健康影響評価指針」別添)に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(3) その他

- ・ 農薬 1 品目「メタミトロン」を調査審議する専門調査会の指定について

→山本委員長から報告。

農薬「メタミトロン」については、農薬第五専門調査会において調査審議するよう指定したことが報告された。

- ・ 食品安全委員会の運営について（令和 7 年 7 月～令和 7 年 9 月）

→事務局から報告。